

倉敷市立図書館運営基本方針

開かれた図書館として、幼児から高齢者まで、すべての人々の利用に応えるため、資料の収集保存・図書館の情報化の推進に努め、図書館サービスの拡充を図り、利用者の知的要求、調査研究、レクリエーション等に資する。

また、児童の読書意欲と読書習慣の形成のために資料の提供ができるよう収集・環境の整備に努め、児童の自主的な読書活動の推進に積極的に取り組む。

(1) 中央図書館

(機能)

中央図書館はすべての図書館サービスを統括し、ライフパーク倉敷図書室、公民館図書室及び学校図書館との資料の相互利用を推進するとともに、次のサービス業務についてセンターとしての機能を果たす。

- ①貸出し、閲覧、レファレンスサービス
- ②心身障がい者、高齢者に対するサービス
- ③図書館ネットワーク業務
- ④移動図書館、団体貸出し業務
- ⑤資料の収集、保存
- ⑥地域文庫、家庭文庫等、文庫活動の支援
- ⑦各種図書館行事の開催

(資料)

利用者の多様なニーズに応えるとともに、特に次の資料の収集・保存に努める。

- ①児童書関係資料及び児童図書研究資料
- ②倉敷市に関する資料及び行政資料
- ③参考図書
- ④美術書（特に個人画集）に関する図書
- ⑤闘病記、子育て支援、ビジネス支援に関する図書

(2) 地区館

地区館は、中央図書館及び他地区館、ライフパーク倉敷図書室、公民館図書室及び学校図書館との連携を図り、資料の流通を円滑にし、サービスエリア内の利用者ニーズに適切かつ迅速に応えられる図書館サービスを行う。また、それぞれの地域の特色を生かした資料の収集・保存に努める。

- ア 水島図書館—公害・環境保全に関する図書
- イ 児島図書館—繊維に関する図書
- ウ 玉島図書館—良寛に関する図書
- エ 船穂図書館—高瀬通しに関する図書
- オ 真備図書館—横溝正史に関する図書

(3) 移動図書館

図書館から離れた地区の市民や、来館が困難な利用者が図書館サービスを受けられるようサービスステーションを設けて移動図書館を巡回し、地域格差なく市民ニーズに対応したサービスの提供に努める。

(移動図書館サービスステーションの設置要件)

- ① 図書館から 1.5 k m 以上離れており，多数の人が利用できる場所であること。
- ② 移動図書館サービスステーションとして利用できる施設・機能を有すること。
- ③ 緊急時に連絡ができる協力者がいること。

(4) 関係機関

(ライフパーク倉敷図書室)

- ① 地区館に準じた施設として，図書館ネットワークを活用して各館との連携・協力体制を強化し，図書館サービスの向上を図る。
- ② 生涯学習複合施設の一部という特性を生かした図書館サービスの提供に努める。

(公民館図書室・図書コーナー)

- ① 図書館ネットワークと接続された図書の貸出し・返却・予約ができる図書館サービスの拠点の一つとして，資料の充実にも努めるとともに，地域に根ざしたきめ細かいサービスの拡充を推進する。

(学校図書館)

- ① 図書館ネットワーク・学校園ネットワークによる機能を活用し，図書館・学校図書館資料の有効利用を推進する。
- ② 子ども読書活動推進の拠点として，資料の充実及び学校図書館の積極的な活用に努める。

(地域文庫・家庭文庫)

- ① 図書館と文庫及び文庫同士の交流を促進する。
- ② 移動図書館による貸出しサービスを活用し，文庫活動を促進する。